

第51回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年8月27日（木曜日）
午前**10時**（受付開始 午前 **9時**）

開催場所

埼玉県日高市下高萩新田17番地2
当社 本社・日高工場3階 多目的ホール
※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

議決権行使期限

2026年8月26日（水曜日）
午後**6時**まで

株主様へのご案内

- ① 本株主総会へご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
- ② 当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- ③ 本総会会場の受付横にて製品展示会を併設開催いたします。お時間の許す株主様は、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年8月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）		
2 場 所	埼玉県日高市下高萩新田17番地 2 当社 本社・日高工場 3 階 多目的ホール 【末尾の定時株主総会会場ご案内図を参照】		
3 会議の目的事項	報告事項	1. 第51期（2025年6月1日から2026年5月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第51期（2025年6月1日から2026年5月31日まで） 計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案	取締役8名選任の件 監査役1名選任の件

【当社ウェブサイト】

<https://www.sigma-koki.com/meeting/51/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7713/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「シグマ光機」又は「コード」に当社証券コード「7713」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができません。お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、2026年8月26日（水曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2026年8月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付ください。

以 上

＜招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）＞

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示がされていない場合は、会社提案について賛の意思表示があったものとして取り扱います。
- インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものいたします。

＜株主総会に関するご留意事項＞

- 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、これらは監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象事項に含まれています。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会は、当社出席役員及び株主総会運営スタッフにおきましては、節電への取り組みとしてクールビズスタイルにて開催させていただきます。
- 今後の状況等により、上記対応を更新する場合がございます。
下記ウェブサイトより、当社発表情報をご確認くださいよう、あわせてお願い申し上げます。
当社ウェブサイト <https://www.sigma-koki.com/>



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

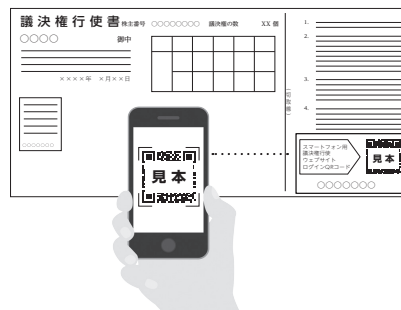
2026年8月26日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

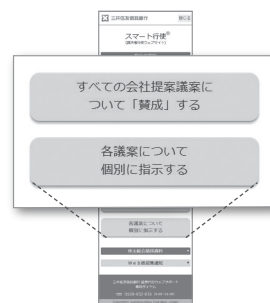


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1** 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

● ようこそ、読込待ちページサイトへ！ ● ●

- 本サイトのご利用にあたっては、「[インターネット利用と個人情報保護に関する注意](#)」の注意事項をよくお読みいただき、ご利用いただく前に必ずお読みください。ボタンをクリックしてご覧ください。
- 本サイトにアクセスした際、Webブラウザを開くことができます。

次へ進む

＜その他のご案内＞

- 本サイトに掲載の画像等はすべて、当社の経営の範囲内で著作権に保護されているものをクリックしてご覧ください。
- 本サイトに掲載の画像等を行う場合は、必ず事前に当社の許可を得る必要があります。すでに当サイトに掲載しているメールアドレスなどの写真、他の写真の名称等を使用する場合は、必ず事前に当社の許可を得る必要があります。
- 写真や画像の無断使用は著作権者などの権利侵害の嫌疑にさらされる可能性があります。

「次へすすむ」をクリック

- 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

[illegible]

「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。

[illegible]

「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役合計8名（うち社外取締役4名）の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ 氏	り が	な 名	性別 (年齢)	現在の当社における地位・担当	
1	こんどう	ようすけ	近藤 洋介	男性 (満63歳)	代表取締役社長	再任
2	いし い	やすゆき	石井 康之	男性 (満58歳)	取締役 管理本部長兼経理部長	再任
3	たば た	よしのり	多幡 能徳	男性 (満57歳)	取締役 社長付（品質保証管掌）	再任
4	こばやし	ともひろ	小林 友博	男性 (満49歳)	執行役員 技術本部長	新任
5	の ざ き	まこと	野崎 誠	男性 (満51歳)	社外取締役	再任 社外 独立
6	S e t	Sze Yun	セット ジイヨン	男性 (満55歳)	社外取締役	再任 社外 独立
7	いしづか	としみち	石塚 利道	男性 (満59歳)	—	新任 社外
8	いけ だ	のり こ	池田 記子	女性 (満39歳)	—	新任 社外 独立

再任

 再任取締役候補者

新任

 新任取締役候補者

社外

 社外取締役候補者

独立

 独立役員候補者

- (注) 1. 各候補者の年齢は、本総会開催日の満年齢となります。
2. セットジイヨン氏の戸籍上の氏名はSET SZE YUNです。
3. 池田記子氏の戸籍上の氏名は平野記子です。

候補者 番号	ふ 氏 生 年 月 日 (年 齢) り が な 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	こんどう ようすけ 近藤 洋介 1963年4月2日（満63歳） 再任	1991年 4月 当社入社 2000年 4月 当社光学素子事業部長 2002年 6月 当社営業本部長 2002年 8月 当社取締役 2006年 9月 当社常務取締役 2011年 8月 当社専務取締役 2013年 4月 OptoSigma Corporation 会長 2013年 8月 当社代表取締役専務 2014年 8月 当社代表取締役社長（現任） （取締役候補者とした理由） 当社及び当社グループ会社の取締役を歴任し、長年に亘りグループ経営の指揮を執っております。現在は、当社代表取締役社長として、当社及び当社グループの企業価値の向上に貢献しております。光学業界における深い専門知識と豊富な経験、企業経営者としての高い実績、能力、見識を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	58,100株
2	いし い やすゆき 石井 康之 1967年9月5日（満58歳） 再任	1988年 4月 当社入社 2008年 5月 タックコート株式会社 監査役（現任） 2009年 9月 当社経理部副部長 2013年12月 当社経理部長（現任） 2013年12月 OptoSigma Europe S.A.S. 取締役（現任） 2019年 6月 当社管理本部副本部長 2020年12月 当社管理本部長（現任） 2020年12月 当社執行役員 2023年 8月 当社取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 OptoSigma Europe S.A.S. 取締役 タックコート株式会社 監査役 （取締役候補者とした理由） 当社の経理・財務及び会計部門での長年に亘る業務経験で培われた深い専門知識と高い見識を有しており、また当社の海外子会社の取締役や持分法適用会社の監査役として業務執行の管理監督・監査を行っております。また、2020年12月から管理部門の責任者を務めており、経営管理業務に対する高い実績、能力、見識を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	12,900株

候補者 番号	ふ 氏 生 年 月 日 (年 齢)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	たばた よしのり 多幡 能徳 1969年4月16日（満57歳） 再任	1990年 4 月 当社入社 2003年 6 月 当社開発本部副本部長 2006年 6 月 当社執行役員 2008年12月 当社光学システム機器製品本部副本部長 2010年 4 月 当社システム製品本部副本部長 2011年 6 月 当社光学システム部長 2013年12月 当社営業本部副本部長 2015年 6 月 当社営業本部副本部長兼開発部担当 2017年 6 月 当社技術本部長 2017年 8 月 当社取締役（現任） 2018年 4 月 OptoSigma Corporation 取締役 2019年 6 月 当社技術本部長兼開発部長 2023年 1 月 当社生産本部長 2023年 7 月 LMS株式会社 代表取締役社長（現任） 2026年 2 月 OptoSigma Corporation 取締役（現任） 2026年 6 月 当社社長付（品質保証管掌）（現任） 〔重要な兼職の状況〕 LMS株式会社 代表取締役社長 OptoSigma Corporation 取締役	12,200株
		（取締役候補者とした理由） 当社の取締役として、長年に亘り技術開発部門の指揮を執っておりました。現在は、幅広い知見を活かし品質保証を管掌する取締役として、品質管理体制の強化やコンプライアンスの徹底に取り組んでおり、光学製品のメーカーとしての地位の向上に貢献しております。また、2023年7月より国内持分法適用会社の代表取締役を務めるなど、光学業界における深い専門知識と豊富な経験、企業経営者としての高い実績、能力、見識を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	
4	こばやし ともひろ 小林 友博 1977年1月21日（満49歳） 新任	2001年 4 月 当社入社 2017年 6 月 当社技術本部技術部長 2020年 4 月 OptoSigma Corporation 取締役（現任） 2023年 1 月 当社技術本部長（現任）兼開発部長 当社執行役員（現任） 〔重要な兼職の状況〕 OptoSigma Corporation 取締役	一株
		（取締役候補者とした理由） 当社の技術開発部門での長年に渉る業務経験で培われた深い専門知識と高い見識を有しており、海外子会社の取締役として業務執行の管理監督を行っております。2023年1月から技術部門の責任者を務めており、経営及び技術分野における実績、能力、見識を有しているため、取締役候補者となりました。	

候補者 番号	ふ 氏 生 年 月 日 (年 齢) り が な 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
5	のざき まこと 野崎 誠 1975年7月27日（満51歳） 再任 社外 独立	2004年10月 税理士登録 2009年 1月 野崎誠税理士事務所 開設 同所代表（現任） 2011年 8月 行政書士登録 野崎誠行政書士事務所 開設 同所代表 2014年 6月 ハートフルサポート株式会社 設立 同社代表取締役（現任） 2017年 8月 当社社外監査役 2021年 8月 当社社外取締役（現任） 2021年 9月 行政書士法人まこと相続 設立 社員（現任） 〔重要な兼職の状況〕 野崎誠税理士事務所 代表 行政書士法人まこと相続 社員 ハートフルサポート株式会社 代表取締役 （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 税理士、行政書士としての深い専門知識と豊富な経験、また事業会社を設立して代表取締役を務めるなど企業経営に関する高い見識も有しております。今後も独立的な立場で、専門的な観点から当社の経営執行等について監督、助言等をいただけることが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が選任された場合は、任意の報酬委員会の委員として、当社役員の報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。また、任意の指名委員会の委員として、当社役員の選解任に対しても、同様に関与いただく予定です。	1,200株

候補者 番号	ふ 氏 生 年 月 日 (年 齢)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
6	Set Sze Yun セツ ジイヨン 1970年12月3日（満55歳） 再任 社外 独立	1998年10月 東京大学先端科学技術研究センター 外国人特別研究員 2000年10月 東京大学大学院工学系研究科 リサーチ・アソシエイト 2001年 4 月 Micron Optics Inc., (米国) シニアエンジニア 2002年 4 月 株式会社アルネアラボラトリ 研究開発部長 2005年 4 月 同社代表取締役社長（兼任CTO） 2016年 2 月 指定国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター 准教授 2023年 8 月 同センター特任教授（現任） 2024年 8 月 当社社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 指定国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター 特任教授	一株
		（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 過去に直接会社経営に関与した経験があり、光学に関する深い専門知識と豊富な経験、高い見識を有しており、当社の経営に反映していただくこととともに、独立的な立場で当社の経営執行等について監督、助言等をいただけることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏が選任された場合は、任意の報酬委員会の委員として、当社役員の報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で御いただく予定です。また、任意の指名委員会の委員として、当社役員の選解任に対しても、同様に御いただく予定です。	
7	いしづか としみち 石塚 利道 1967年2月4日（満59歳） 新任 社外	1989年 4 月 浜松ホトニクス株式会社入社 2014年 7 月 同社システム事業部 第18部門長代理 2016年10月 同社システム事業部 第18部門長 2018年10月 同社システム事業部 システム設計部 副部長 2020年 3 月 ハママツ・ホトニクス・コリア・カンパニー・リミテッド取締役（現任） 2020年10月 浜松ホトニクス株式会社 システム事業部 システム設計部部長 2024年12月 同社執行役員（現任） 同社システム事業部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 浜松ホトニクス株式会社 執行役員 システム事業部長 ハママツ・ホトニクス・コリア・カンパニー・リミテッド取締役	一株
		（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 浜松ホトニクス株式会社のシステム事業部にて事業部長を務めております。光学に関する深い専門知識と豊富な経験、高い見識を有しており、当社の経営に反映していただくこととともに、当社の経営執行等について監督、助言等をいただけることが期待できるため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏が選任された場合は、任意の報酬委員会の委員として、当社役員の報酬等の決定に対し客観的・中立的な立場で御いただく予定です。また、任意の指名委員会の委員として、当社役員の選解任に対しても、同様に御いただく予定です。	

候補者 番号	ふ 氏 生 年 月 日 (年 齢)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
8	いけだ のりこ 池田 記子 1986年12月15日（満39歳） 新任 社外 独立	2012年12月 弁護士登録 2013年 1 月 TMI総合法律事務所入所 2023年10月 三浦法律事務所入所（カウンセラー） 2025年 1 月 同所 パートナー（現任） 2026年 6 月 ネットイヤーグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） 〔重要な兼職の状況〕 三浦法律事務所 パートナー ネットイヤーグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）	一株
		（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 多くの上場企業の企業法務全般に携わった弁護士としての深い専門知識と豊富な経験、また上場企業の社外取締役（監査等委員）にも就任され、コーポレートガバナンスに関する高い見識も有しております。直接会社経営に関与した経験はありませんが、専門的な観点から当社の経営執行等について監督、助言等をいただけることが期待できることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が選任された場合は、任意の報酬委員会の委員として、当社役員の報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。また、任意の指名委員会の委員として、当社役員の選解任に対しても、同様に関与いただく予定です。	

(注) 1. 多幡能徳氏は、LMS株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間に医療機器並びに光学・電気機器の開発及び組立・調整・検査等の業務委託取引があります。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 野崎誠、セツジヨン、石塚利道、池田記子の4氏は社外取締役候補者であります。

3. 野崎誠氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

4. セツジヨン氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

5. 石塚利道氏は、2026年5月31日時点の当社大株主（議決権比率14.11％）である浜松ホトニクス株式会社の事業部門の部長を兼務しております。同社と当社との間には、光学部品等の販売に関する取引がありますが、同取引における同社向け売上高は、約141百万円（当社の直近の連結会計年度における連結売上高の1.24％相当）であるため、当社の事業運営に関する経営判断に影響を及ぼすおそれなく、かつ株主の皆様との間に利益相反が生じるおそれもないことから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

6. セツジヨン氏は、東京大学先端科学技術研究センター特任教授を兼職しております。同法人と当社との間には光学部品等の販売に関する取引がありますが、同取引における同法人向け売上高は約68百万円（直近の連結会計年度における連結売上高の1％未満）であるため、当社の事業運営に関する経営判断に影響を及ぼすおそれなく、かつ株主の皆様との間に利益相反が生じるおそれもないと認識しております。

7. 野崎誠氏、セツジヨン氏、池田記子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

8. 当社は野崎誠氏、セツジヨン氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、石塚利道氏、池田記子氏の取締役選任が承認された場合、同様の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

9. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役の全員は被保険者となります。被保険者である当社取締役が会社の役員等の地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などを填補することとしており、被保険者の保険料を会社が全額負担いたします。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員の状況」の「(6)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。なお、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者になります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案

監査役1名選任の件

監査役の熊崎美杉氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ 氏 生 年 月 日 (年 齢)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
た だ 玉田 1961年9月24日生（満64歳） 新任	2000年12月 当社入社 2007年 4 月 当社システム製品部副部長 2008年 9 月 当社システム製造部生産グループ担当部長 2011年 6 月 当社システム製造部長 2012年 6 月 当社生産管理部購買グループ担当部長兼システム製品部担当部長 2014年12月 当社生産管理部長 2026年 6 月 当社生産管理部長付（現任） （監査役候補者とした理由） 当社の生産管理部門での長年に亘る業務経験で培われた、ものづくりの現場の業務プロセスにおけるリスク管理に関する深い専門知識と高い見識を有しており、当社の業務執行に対する実効性のある監査体制の構築に貢献いただけるものと判断し、監査役候補者いたしました。	2, 0 0 0 株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 玉田保氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額としております。
3. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査役の全員は被保険者となります。被保険者である当社監査役が会社の役員等の地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを填補することとしており、被保険者の保険料を会社が全額負担いたします。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員の状況」の「(6)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。なお、候補者が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者になります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

＜ご参考＞

本株主総会終了後の取締役・監査役のスキル・マトリクス

- ・ 当社では、取締役会の実効性確保に必要なスキル（知識、能力、経験）を、経営戦略などの重要な事項の判断及び職務執行の監督の観点から、以下のとおりとしました。
- ・ 第1号議案「取締役 8 名選任の件」、第2号議案「監査役 1 名選任の件」を原案通り承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

職位	番号	氏名		管掌分野	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
					企業経営	生産・技術・研究開発	営業・企画・マーケティング	財務・会計・ファイナンス	人事・労務・人材開発	法務・ガバナンス・リスクマネジメント	ICT・デジタル戦略・DX	国際ビジネス・グローバルゼーション	ESG・サステナビリティ・多様性
取締役	1	近藤 洋介	業務執行	経営全般	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	石井 康之	業務執行	財務・会計・人事・法務・IT				●	●	●			
	3	多幡 能徳	業務執行	品質		●	●		●				
	4	小林 友博	業務執行	開発		●			●				
	5	野崎 誠	独立・社外		●			●		●			
	6	セツト ジョヨン	独立・社外		●	●						●	●
	7	石塚 利道	社外			●							
	8	池田 記子	独立・社外							●			●
監査役	-	玉田 保				●	●					●	
	-	上野 健司	独立・社外					●		●			
	-	南雲 幸一	社外		●				●	●			●

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

以 上

事業報告 (2025年6月1日から2026年5月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国は個人消費を中心に底堅く推移し、欧州も緩やかな持ち直しが見られる等、総じて回復基調で推移いたしました。一方、米国の通商政策を巡る動向や、各国の金融政策に伴う為替や物価の変動、中東地域における地政学的リスクの高まり等による原材料価格やエネルギー価格の変動等、依然として不透明感が強い状況が続きました。

当社グループにおいては、国内外の大学・官公庁等の研究開発分野向け及び産業分野向けにおける光学要素部品・システム製品を中心に事業を展開した結果、特定顧客及び特定業界向けの業績依存度は低いながらも、電子部品・半導体関連のエレクトロニクス業界の業況の影響を受ける形で推移いたしました。海外地域向けの需要は、米国地域及び中国地域等の産業分野を中心に回復基調で推移したとともに、東南アジア地域では大学・官公庁等の研究開発分野向けは量子関連分野等を中心に底堅く推移いたしました。

このような経営環境の中、特注対応力を押し出した積極的な光ソリューション提案営業の展開の強化等を進めてまいりました。当期における売上高は、第3四半期までは厳しい環境の影響を受けて前年を下回る水準で推移する中で、第4四半期から持ち直しましたが、通期では前期の業績にわずかに届かない結果となりました。

営業利益は、持続的な事業拡大に向けた人的投資や設備投資等による人件費及び減価償却費等が増加いたしました。価格改定により販売単価が改善した他、グローバル生産体制の強化による供給力の向上や、継続的な業務効率化等による費用削減等に取り組んだ結果、前期比で増加いたしました。

その結果、売上高114億3千9百万円（前期比1.2%減）、営業利益11億7千9百万円（前期比4.3%増）、経常利益13億4百万円（前期比2.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億3千1百万円（前期比15.7%減）となりました。

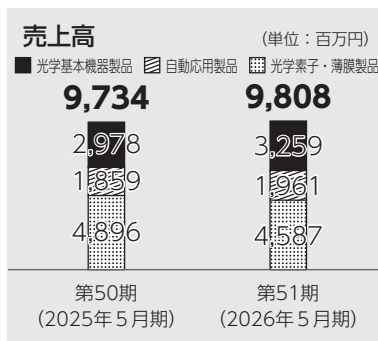
事業セグメント別の状況は次のとおりであります。

要素部品事業

売上高

9,808百万円

(前期比0.8%増)



<要素部品事業>

当事業は、光学基本機器製品、自動応用製品及び光学素子・薄膜製品に大別されます。

【光学基本機器製品】

官公庁向け研究開発分野においては、需要は軟調に推移いたしました。民間向け研究開発分野並びに産業分野は堅調に推移いたしました。全体的に海外地域向けの需要が回復基調で推移した他、一部の電子部品・半導体関連のエレクトロニクス業界向けの製造装置・検査装置への組み込み用途のステージ等の手動位置決め製品等が堅調に推移いたしました。また、2025年1月実施した価格改定の効果が当期を通じて得られた結果、売上高は、32億5千9百万円（前期比9.4%増）となりました。



【自動応用製品】

官公庁向け研究開発分野においては、需要は弱含みで推移いたしました。民間向け研究開発分野及び産業分野においては、バイオ業界向けにおける一部の大口顧客向けの在庫調整が解消され、顕微鏡用ステージが堅調に推移し、研究開発分野や電子部品・半導体関連のエレクトロニクス業界向けの調芯システムの需要が好調に推移いたしました。その結果、売上高は、19億6千1百万円（前期比5.5%増）となりました。



【光学素子・薄膜製品】

官公庁向け研究開発分野においては、需要は堅調に推移いたしました。民間向け研究開発分野及び産業分野においては、海外地域向けの需要が回復基調で推移したこと等により、球面レンズ等が堅調に推移いたしました。電子部品・半導体関連のエレクトロニクス業界向けにおける一部の大口顧客向けの製造装置・検査装置への組み込み用途のレンズ及びミラー等の需要が停滞し、総じて軟調に推移いたしました。その結果、売上高は、45億8千7百万円（前期比6.3%減）となりました。

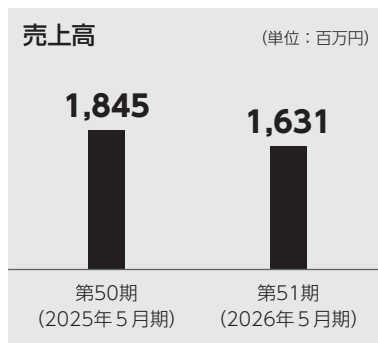


システム製品事業

売上高

1,631百万円

(前期比11.6%減)



<システム製品事業>

当事業は、光学システム製品です。

【光学システム製品】

民間企業向け研究開発分野及び産業分野では、エレクトロニクス業界向けにおける製造装置・検査装置への組み込み用途の光学ユニット製品及び光学システム製品が総じて軟調に推移いたしました。又、医療業界向けは、放射線測定関連の組立案件の需要が増加した半面、大型診断装置の組立案件の反動減等により、低調に推移いたしました。その他、防衛業界向けの光学システム製品は堅調に推移いたしました。当事業セグメントは総じて軟調に推移いたしました。その結果、売上高は、16億3千1百万円（前期比11.6%減）となりました。



[事業セグメント別売上高]

期 別 事業セグメント	第 50 期 (前連結会計年度) 自 2024年 6月 1日 至 2025年 5月31日		第 51 期 (当連結会計年度) 自 2025年 6月 1日 至 2026年 5月31日		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
要素部品事業	9,734	84.1	9,808	85.7	73	0.8
[製品区分]						
(光学基本機器製品)	2,978	25.7	3,259	28.5	280	9.4
(自動応用製品)	1,859	16.1	1,961	17.1	101	5.5
(光学素子・薄膜製品)	4,896	42.3	4,587	40.1	△308	△6.3
システム製品事業	1,845	15.9	1,631	14.3	△214	△11.6
[製品区分]						
(光学システム製品)	1,845	15.9	1,631	14.3	△214	△11.6
計	11,580	100.0	11,439	100.0	△140	△1.2

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は2億7千1百万円であります。その主なものは、当社及び上海西格瑪光机有限公司における光学基本機器製品及び光学素子・薄膜製品の生産設備の増強及び更新であります。

また、当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充で特記すべきものはありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分		第48期 (2023年5月期)	第49期 (2024年5月期)	第50期 (2025年5月期)	第51期 (当連結会計年度) (2026年5月期)
売上高	(千円)	11,367,532	11,213,162	11,580,528	11,439,434
経常利益	(千円)	1,690,228	1,349,032	1,269,324	1,304,651
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,493,294	687,223	986,017	831,182
1株当たり当期純利益	(円)	210.85	97.03	139.23	117.36
総資産	(千円)	20,634,196	20,945,112	20,340,102	21,206,304
純資産	(千円)	16,332,386	17,142,234	17,769,059	18,732,128
1株当たり純資産額	(円)	2,293.40	2,407.11	2,494.67	2,628.23

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、又、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式の数を控除して計算しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
OptoSigma Corporation	千米ドル 2,600	% 100.00	光学機器の生産販売
上海西格瑪光机有限公司	千米ドル 4,000	% 91.25	光学機器の生産販売
OptoSigma Europe S.A.S.	千ユーロ 1,500	% 100.00	光学機器の販売
OptoSigma Southeast Asia Pte. Ltd.	千シンガポールドル 1,250	% 100.00	光学機器の販売
OptoSigma Germany GmbH	千ユーロ 300	% 100.00 (100.00)	光学機器の販売
上海西格瑪総合国際貿易有限公司	千元 500	% 100.00 (100.00)	光学機器の調達・販売

(注) 議決権の所有割合の（）内は、間接所有割合で内数であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中長期経営方針「Great Reset」に基づく4つの重点戦略（①成長戦略、②ビジネスモデル変革、③事業継承、④社会貢献）に基づき、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題を以下の項目と認識しており、重点的に取り組んでまいります。

1. 営業・マーケティングの強化

最先端の研究開発分野や技術革新の激しい産業分野の市場ニーズに対応するため、積極的な国内外の有力光学展示会への出展や「光ソリューション・カンパニー」ならではの提案営業によるお客様との良好な信頼関係の構築を推進いたします。グローバル・ウェブカタログ・システムやSNSを活用した動画による製品紹介、オンラインを活用したフォーラム・セミナー開催等によるお客様とのコミュニティの構築、お客様の属性情報等のデータを活用した情報提供等を推進し、「OPTOSIGMA」ブランドの認知度向上とグローバルマーケットでの需要創出に努めております。又、最先端の光技術の研究開発を行っている大学や研究機関等との長年に亘る信頼関係の下、当社グループの国内外のネットワークを生かした産官学の連携・協働による最先端の光技術の知の融合に取り組み、光技術の新たな可能性を広げる様々なプロジェクトにも参画しております。

2. ものづくり力の強化

当社グループの競争力の源泉は、創業から一貫して培ってきた光学製造、機械加工、電気設計、ソフトウェア開発、システムアップ等の中核技術の融合により「光ソリューション」提案を生み出す、企画開発と生産技術が織りなす「ものづくり力」にあります。「光ソリューション・カンパニー」である当社グループだからこそ可能な、商品企画・開発から試作、検証、量産までを一貫してご提案するワンストップサービスで、競合他社との差別化を図ってまいります。既存製品については、機能性や操作性等のユーザビリティの向上による高付加価値化を推進いたします。特に、光学モジュールや光学ユニット製品、光学装置までをワンストップで生産可能な当社の技術優位性を生かした光ソリューション提案によって差別化された価値の提供に注力してまいります。又、有力な研究機関や産業分野民間企業とのネットワークを生かした連携・協働によって、最先端の技術・情報・ノウハウを駆使した、オリジナリティのある新製品の企画・開発に取り組んでおります。その他、当社グループのネットワークを活用して国内外のサプライヤーや生産協力工場等のサプライチェーンの多様化を図ることで、安定供給とコスト低減を実現するレジリエントなサプライチェーンの構築に取り組んでおります。

3. 経営管理体制の強化

当社グループは、サステナビリティを中長期の企業価値向上の最重要ポイントと位置付け、「サステナビリティ基本方針」「コーポレートガバナンス基本方針」「シグマ光機行動規範」の下、今後の経営環境の変化に応じた適切な経営管理体制の強化に努め、環境や社会に配慮しながら、適切かつ誠実に企業活動を推進してまいります。また、「光産業を通じ、社会に貢献します」という当社経営理念の下、当社が社会に貢献し続けるための重要な項目「マテリアリティ」の実現に向けた取り組みにより、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの利

益に適う経営を行ってまいります。

今後の先行きが不透明な経営環境の下、経営基盤の強化と更なる事業成長のため、ITシステムや生産設備の導入・構築を進め、各事業部門の業務の省力化・合理化による生産性の向上とコスト低減を推進してまいります。

又、人的資本投資の拡充を図り、次世代を担う優秀な人材の育成・確保のため、採用活動の多様化や社員の能力の開発・向上のための人材育成制度や人事評価制度の改善等を積極的行ってまいります。同時に、社員エンゲージメントの向上とワークライフバランスを実現するための就業環境も整備いたします。

当社グループは、これらの取り組みにより企業価値の更なる向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2026年5月31日現在)

事業セグメント	製品区分	主要製品
要素部品事業	光学基本機器製品	ステージ、ホルダー、ベース、ロッド、ポストスタンド、クランプ、ケージシステム他
	自動応用製品	自動位置・姿勢決めユニット、調芯システム、光計測・制御ユニット、計測・制御ソフトウェア他
	光学素子・薄膜製品	マルチエレメントオプティクス、ミラー、ビームスプリッター、フィルター、レンズ、プリズム、ポラライザ、基板、ウインドウ他
システム製品事業	光学システム製品	光学モジュール、レンズユニット、レーザプロセッシングシステム、観察光学系、レーザ応用製品、マイクロマニピュレーションシステム、バイオ顕微鏡用XY自動ステージシステム、コアユニット顕微鏡、ポータブル医療機器・ウェルネスガジェット機器、受託特注製品他

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年5月31日現在)

区分	名称	所在地
当 社	本社・日高工場	埼玉県日高市
	東京本社	東京都墨田区
	大阪支店	大阪府大阪市淀川区
	九州営業所	福岡県福岡市博多区
	能登工場	石川県羽咋郡志賀町
	技術センター	石川県白山市
子 会 社	OptoSigma Corporation	米国カリフォルニア州
	上海西格瑪光机有限公司	中国上海市
	OptoSigma Europe S.A.S.	フランスエッソンヌ郡
	OptoSigma Southeast Asia Pte. Ltd.	シンガポールサイエンスパークドライブ
	OptoSigma Germany GmbH	ドイツミュンヘン市
	上海西格瑪総合国際貿易有限公司	中国上海市

(7) 使用人の状況 (2026年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
	名	名
要素部品事業	460	(減) 12
システム製品事業	70	(増) 14
全社（共通）	17	(増) 1
合計	547	(増) 3

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は軽微のため記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
386名	(増) 2名	40.3歳	13.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は軽微のため記載しておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年5月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	26
株式会社埼玉りそな銀行	24
Societe Generale S.A.	7

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対して期間利益に基づく積極的な利益配分を行うことを基本方針とし、長期的視野に立った企業体質の強化及び成長投資等を勘案した配当政策を進めてまいります。

株主の皆様への配当につきましては、今後の当社の設備投資や研究開発に係る資金需要や運転資金の動向を勘案した上で、連結・単体ベースで配当性向30%を目標にして実施してまいります。また一方で、業績低迷時においても株主の皆様への長期的な利益還元を勘案し、安定配当を確保するよう努めてまいります。

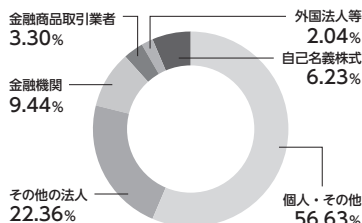
この結果、2026年5月期の期末配当金は21円とさせていただき、中間配当金21円と合わせた年間配当金は、1株当たり42円といたしました。

〔期末配当金支払い開始日：2026年8月7日〕

2 株式の状況 (2026年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	32,000,000株
(2) 発行済株式の総数	7,552,628株
(3) 株主数	7,112名
(4) 大株主	

所有者別の株式保有比率



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
浜松ホトニクス株式会社	1,000	14.11
シグマ光機取引先持株会	507	7.16
光通信KK投資事業有限責任組合 無限責任組合員光通信株式会社	408	5.76
株式会社ツシマ	228	3.23
シグマ光機従業員持株会	212	3.00
富国生命保険相互会社	200	2.82
株式会社サンライズクリエート	148	2.09
株式会社埼玉りそな銀行	128	1.80
杉山大樹	110	1.56
株式会社三井住友銀行	110	1.55

(注) 1. 当社は自己株式を470千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。又、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

(イ) 自己株式の取得

該当事項はありません。

(ロ) 自己株式の消却

該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年5月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	近藤 洋介	
取締役	石井 康之	管理本部長兼経理部長 OptoSigma Europe S.A.S. 取締役 タックコート株式会社 監査役
取締役	多幡 能徳	生産本部長 LMS株式会社 代表取締役社長 OptoSigma Corporation 取締役
取締役	小澤 勉	浜松ホトニクス株式会社 電子管事業部 第1製造部長 及び 第3製造部長
取締役	野崎 誠	野崎誠税理士事務所 代表 行政書士法人まこと相続 社員 ハートフルサポート株式会社 代表取締役
取締役	松尾 祐美子	みなとみらい法律事務所 共同代表弁護士 トライアンフィールドホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社トランザクション 社外取締役 (監査等委員) 千代田化工建設株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役	セツト ジイヨン	指定国立大学法人東京大学 先端科学技術研究センター 特任教授
常勤監査役	上野 健司	上野健司税理士事務所 代表
監査役	南雲 幸一	浜松ホトニクス株式会社 執行役員 グループガバナンス推進担当・内部監査部担当 株式会社浜松電産 取締役
監査役	熊崎 美杉	熊崎美杉税理士事務所 代表 関東信越税理士会 審理室 副主管 社会福祉法人聖徳会 監事 前澤給装工業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役小澤勉氏、野崎誠氏及び松尾祐美子氏及びセツトジイヨン氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役上野健司氏、監査役南雲幸一氏及び熊崎美杉氏は、社外監査役であります。
3. 取締役野崎誠氏及び松尾祐美子氏及びセツトジイヨン氏、並びに常勤監査役上野健司氏及び監査役熊崎美杉氏は、東京証券取引所が指定を義務付けた一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 常勤監査役上野健司氏及び監査役熊崎美杉氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した会社役員の氏名等

該当者はおりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

(イ) 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、任意の報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等については、当社の業績の持続的な向上及び企業価値の最大化に向け、取締役に対するインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、その職位や職責等に基づき支給額を検討し、適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬と事業年度ごとの業績に連動する業績連動報酬等により構成するものとします。また、監督機能を担う社外取締役には、その職責や職務及びその他諸般の事情等を勘案し、必要に応じて基本報酬のみ支給します。

b. 基本報酬に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責及び担当職務、各期の業績とそれに対する貢献度のほか、当社従業員給与の水準、同業他社の水準や一般統計情報等に基づく業界全体の水準等を総合的に勘案して算定した個人別の固定報酬の額を、社外取締役を含む取締役会で審議・検討の上で決定します。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を高めるため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とします。各事業年度の個別営業利益額の4%を上限として、過去の支給実績を踏まえて算出された額を基礎とし、各取締役の基本報酬や役位、職責等を総合的に勘案して算定した個人別の賞与額を、社外取締役を含む取締役会で審議・検討の上で決定し、毎年8月に支給します。個別営業利益を業績連動報酬等である役員賞与の指標として選択した理由は、会社の本業の収益状況を示す財務数値であり、当該年度における各役員の実績及び業績への貢献度が最も反映される業績結果であるため、業績連動報酬の指標としてふ

さわしいと判断したことによります。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとします。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、今後ますます技術革新が進む光産業において、皆様の「暮らし」のさまざまな分野を支える「光技術」の弛まぬ革新と価値ある「光ソリューション」を提供するシグマ光機グループの「ものづくり」で社会に貢献することを経営理念としています。そのため、中長期的な視点での業績向上及び企業価値の最大化を目指す経営を取締役に求めていることから、取締役の報酬についても基本報酬に重きを置いた報酬体系とすることが適切であると考えます。

これらを踏まえて、業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬及び業績連動報酬等の総額を100としたときに、業績連動報酬等の額が30となることを目安として設定します。なお、業績連動報酬等は各事業年度の個別営業利益額を基に算定されるため、報酬割合は目安どおりとならない場合があります。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、代表取締役社長の指示のもと、独立社外取締役を含む取締役、監査役、執行役員の中から選定された3名以上の委員と管理本部長並びに総務部長により構成される任意の報酬委員会が、上記の報酬割合を踏まえて、基本報酬又は業績連動報酬等の額及び個人別の報酬等の内容についての報酬案を作成し、管理本部長より取締役会に上程します。取締役会は、任意の報酬委員会が作成し管理本部長より上程された報酬案について審議・検討し、種類別の報酬額の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しており、その決定を委任しておりません。

f. 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額の内容の決定にあたっては、決定方針に沿った決定方法をとっていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

(ロ) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	88,300 (14,700)	67,500 (14,700)	20,800 (-)	- (-)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	10,500 (10,500)	10,500 (10,500)	- (-)	- (-)	2 (2)
合 計 (うち社外役員)	98,800 (25,200)	78,000 (25,200)	20,800 (-)	- (-)	8 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末日現在の取締役は7名（うち社外取締役は4名）、監査役は3名（うち社外監査役は3名）であります。
3. 上表の対象となる役員の員数及び報酬等の額からは、無報酬の社外取締役1名及び社外監査役1名を除いております。
4. 業績連動報酬等に係る業績指標は、各事業年度の個別営業利益額であり、当事業年度における実績は1,054,134千円であります。当該指標を選択した理由は、会社の本業の収益状況を示す財務数値であり、当該年度における各役員の実績及び業績への貢献度が最も反映される業績結果であるため、業績連動報酬の指標としてふさわしいと判断したことによります。当社の業績連動報酬等である役員賞与は、各取締役の基本報酬や役位、職責並びに当該年度における各役員の実績及び業績への貢献度等を総合的に勘案して個人別の賞与額を算定しており、その支給総額は各事業年度の個別営業利益額の4%を上限としております。当事業年度の業績連動報酬等の総支給額は、当事業年度の個別営業利益額に役員賞与引当金を戻した金額に対する比率で約1.9%となっております。
5. 取締役の報酬限度額は、1989年10月27日開催の第13回定時株主総会決議において年額160,000千円以内（定款に定める取締役の員数は10名以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役0名）です。
6. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第18回定時株主総会決議において年額18,000千円以内（定款に定める監査役の員数は4名以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。
7. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度に係る役員賞与20,800千円（取締役20,800千円（うち社外取締役0名－千円）、監査役－千円（うち社外監査役0名－千円））

(ハ) 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2014年8月28日開催の第39回定時株主総会の終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

なお、当事業年度中に退任した役員退職慰労金の贈呈の対象となる取締役又は監査役はおりません。

(4) 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役小澤勉氏及び監査役南雲幸一氏は、それぞれ浜松ホトニクス株式会社の使用人及び同社の委任契約に基づく執行役員を兼務しており、同社は当社の議決権を14.11%保有する大株主であり、当社は同社との間で業務提携契約を締結しております。

当社と兼職先との間には光学部品等の販売に関する取引がありますが、同取引における同法人向け売上高は約141百万円（直近の連結会計年度における連結売上高の1.24%相当）であるため、当社の事業運営に関する経営判断に影響を及ぼすおそれがなく、かつ株主の皆さまとの間に利益相反が生じるおそれもないと認識しております。

又、監査役南雲幸一氏は、株式会社浜松電産の取締役を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には資本関係及び取引関係はありません。

取締役野崎誠氏は、税理士として個人事務所並びに行政書士法人を開設し代表を務めるとともに、ハートフルサポート株式会社の代表取締役を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には資本関係及び取引関係はありません。

取締役松尾祐美子氏は、弁護士として法律事務所を開設し共同代表を務めており、またトライアンフィールドホールディングス株式会社の社外取締役と株式会社トランザクション、千代田化工建設株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には資本関係及び取引関係はありません。

取締役セツジヨンは、指定国立大学法人東京大学 先端科学技術研究センターで特任教授を務めており、当社と兼職先との間には光学部品等の販売に関する取引がありますが、同取引における同法人向け売上高は約68百万円（直近の連結会計年度における連結売上高の1%未満）であるため、当社の事業運営に関する経営判断に影響を及ぼすおそれがなく、かつ株主の皆さまとの間に利益相反が生じるおそれもないと認識しております。

常勤監査役上野健司氏は、税理士として個人事務所を開設し代表を務めておりますが、当社と兼職先との間には資本関係及び取引関係はありません。

監査役熊崎美杉氏は、税理士として個人事務所を開設し代表を務めており、また前澤給装工業株式会社の社外取締役と社会福祉法人聖徳会の監事、関東信越税理士会審理室の副主管を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には資本関係及び取引関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
小澤 勉 (社外取締役)	取締役会 17 回 中 17 回 出席	浜松ホトニクス株式会社の製造部門での勤務経験で培われた光学に関する深い専門知識と豊富な経験、高い見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されております。当社の効率的な業務運営や生産性の向上などに対して、取締役会等における専門的知見に基づく積極的な発言を通じて、当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくとともに、当社の業務執行の監督を行っていただきました。
野崎 誠 (社外取締役)	取締役会 17 回 中 17 回 出席	税理士、行政書士としての深い専門知識と豊富な経験、高い見識を有し、事業会社の代表取締役を務めるなどの企業経営者としての経歴を通じて培われた豊富かつ専門的な知見を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されております。当社の効率的な業務運営やコンプライアンス体制、企業財務・会計・税務などに対して、取締役会等における専門的知見に基づく積極的な発言を通じて、当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくとともに、当社の業務執行の監督を行っていただきました。
松尾 祐美子 (社外取締役)	取締役会 17 回 中 17 回 出席	弁護士としての深い専門知識と豊富な経験、高い見識を有し、多くの上場企業やグローバル企業の企業法務全般に携わった弁護士としての深い専門知識と豊富な経験、また上場企業の社外取締役（監査等委員）を歴任し、自らも法律事務所を立ち上げ経営に携わるなど、企業経営やコーポレートガバナンスに関する高い見識も有しております。当社のガバナンス・コンプライアンスなどに対して、取締役会等における専門的知見に基づく積極的な発言を通じて、当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくとともに、当社の業務執行の監督を行っていただきました。
セツト ジイヨン (社外取締役)	取締役会 17 回 中 17 回 出席	指定国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターでの教育・研究により培われた光学に関する深い専門知識と豊富な経験、高い見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されております。過去に直接会社経営に関与した経験があり、当社の効率的な業務運営、市場性の高い技術開発、生産性の向上などに対して、取締役会等における専門的知見に基づく積極的な発言を通じて、当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくとともに、当社の業務執行の監督を行っていただきました。
上野 健司 (社外監査役)	取締役会 17 回 中 17 回 出席 監査役会 14 回 中 14 回 出席	国税局で長きに亘り要職を歴任され、税理士としての深い専門知識と豊富な経験を有し、企業の税務対応を通じて培われた豊富かつ専門的な知見を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されております。当社の効率的な業務運営やコンプライアンス体制、企業財務・会計・税務などに対して、取締役会及び監査役会における専門的知見に基づく積極的な発言を通じて、当社の業務執行の監督を行っていただきました。

氏名	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
南雲 幸一 (社外監査役)	取締役会 17 回 中 17 回 出席 監査役会 14 回 中 14 回 出席	浜松ホトニクス株式会社の執行役員として会社経営に関与しており、現任のグループガバナンス推進業務及び内部監査業務に加えて、これまでの法務・総務部門の責任者を務めてきた経験から、サステナビリティ、コーポレートガバナンス、総務及び法務に関する高い見識と豊富な経験を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されております。当社の効率的な業務運営、サステナビリティ経営、法改正対応、コンプライアンス体制、リスク管理体制などに対して、取締役会及び監査役会における専門的知見に基づく積極的な発言を通じて、当社の業務執行の監督を行っていただきました。
熊崎 美杉 (社外監査役)	取締役会 17 回 中 16 回 出席 監査役会 14 回 中 13 回 出席	国税局で長きに亘り要職を歴任され、税理士として企業の税務対応を通じて培われた豊富かつ専門的な知見を有するとともに、上場企業の社外取締役を務めておりコーポレートガバナンスに関する高い見識も有しております。税理士としての深い専門知識と豊富な経験を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されております。当社の効率的な業務運営やコンプライアンス体制、企業財務・会計・税務などに対して、取締役会及び監査役会における専門的知見に基づく積極的な発言を通じて、当社の業務執行の監督を行っていただきました。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額としております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員（取締役、監査役）及び執行役員並びに当社子会社の役員（取締役、監査役）である当社従業員の地位にあるものを被保険者の範囲といたします。被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを填補することとしており、被保険者の保険料を会社が全額負担いたします。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、OptoSigma Corporationは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人との監査契約の内容に照らして、前事業年度の監査計画の適切性や会計監査の職務執行状況等、当事業年度の監査計画等に基づく報酬額の算出根拠の妥当性等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は合理的であるとの判断に基づき、同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

又、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障が生じる等、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任又は不再任が相当と認められる事由が発生した場合、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況

当社は、以下のとおり、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定めております。

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループの「光産業を通じ、社会に貢献します」という経営理念に基づき「皆様の社会や暮らし、そしていのちを支える価値ある光ソリューションの提供」というものづくり企業としての責任のもと、公正・健全かつ透明な事業活動を通じて、社会課題の解決と持続可能な社会の発展に貢献することを目指しています。

2. 基本方針

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主及び投資家をはじめ、お客様、取引先様、社会、従業員を含む様々なステークホルダーの立場や権利を尊重し、適切な協働関係を構築します。
- (3) 株主共同の利益の向上に向け、会社情報を適切に開示し、株主との間で建設的な対話を通じて経営の透明性を確保します。
- (4) 社外取締役の活用など、経営の客観性・透明性を向上させる組織体制を構築し、取締役会による業務執行に対する監督（モニタリング）機能の実効性を高めます。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制につきましては、以下のとおりに体制を構築し、ガバナンスの向上に取り組んでおります。

I. 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しています。その概要は以下のとおりです。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、「共生する社会への感謝を胸に、光産業を支えるものづくりを通じて社会に貢献していく」という経営理念、社是、経営基本方針及びサステナビリティ基本方針、コーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範を、企業活動を行う際の基本とし、それに基づいた活動を行います。

- (ロ) 当社及び当社子会社は、当社及び当社子会社の経営理念や経営基本方針等に基づき、グループとしての総合的な事業の発展を図るべく、相互に緊密な連携の下に、当社及び当社子会社の経営を円滑に遂行していきます。
- (ハ) 当社は、毎月1回及び適時に開催される当社の取締役会において、当社及び当社子会社の月次決算や業務遂行状況等の報告を行わせることにより、当社及び当社子会社で構成されるグループ全体の経営方針や経営計画の実施状況、経営の意思決定プロセス並びに業務執行の状況を把握しています。
- (ニ) 当社は、当社の常勤取締役、執行役員、本部長及び部門長により構成される経営会議を設置し、原則毎月1回開催しています。経営会議では、当社及び当社子会社の業務が適正に遂行されていること及び役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することの確保に努めています。また、経営会議の配下にサステナビリティ委員会、危機管理委員会並びにコンプライアンス委員会を設置し、サステナブルな企業活動の推進に努めています。
- (ホ) 当社は、当社の業務執行取締役、執行役員、本部長及びグループ子会社役員を務める当社経営幹部により構成される業務推進会議を設置し、原則毎月1回開催しています。業務推進会議では、経営方針・経営計画に基づく各本部の中期事業計画の策定や、当社及び当社子会社の業務の執行が取締役会の決定方針に基づいて適切に執行されるよう、具体的な執行戦略あるいは重要な執行案件についての審議や意見交換を実施しています。また3ヶ月毎を目途に、業務推進会議メンバーにグループ子会社のCEO、董事長等も参加したグローバル・コーディネーション・ミーティング（GCM）を開催し、子会社経営陣の意見や情報等がダイレクトに当社グループ全体の経営と業務執行に反映できるように努めています。
- (ヘ) 当社は、当社の監査役会の定める監査方針に従い、当社の取締役の職務執行についての監査を行っていきます。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 当社は、法令及び文書管理に関する社内規程等に基づき、職務執行に係る情報の保存・管理を行っていきます。
- (ロ) 当社は、当社の取締役会議事録及び稟議書についての保存・管理を、厳格に行っていきます。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社子会社の業務執行及び財産に係るリスクについては、リスクマネジメントに関する規程等に基づき、当社の業務を担当する各部門がこれを認識・把握するとともに、当社の管理部門を中心として組織横断的なリスクへの対応を図っていきます。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社は、当社の取締役会規則に基づき取締役会を毎月開催し、当社及び当社子会社の業務の執行状況や課題の解決策等を確認・検討・決定していきます。

- (ロ) 当社は、毎月１回及び適時に開催される経営会議及び業務推進会議（ＧＣＭを含む）において、取締役会付議案件の事前審議あるいは懸案事項の部門間調整や情報交換等を行うとともに、取締役会の決定方針に基づく具体的な執行戦略あるいは重要な執行案件について審議や意見交換を行っております。
- (ハ) 当社は、当社の取締役会の決定に基づき、当社における業務執行については、業務分掌に関する当社の社内規程等に則って的確に実行し、当社子会社における業務執行については、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じ適切な指示、指導を行います。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (イ) 当社は、当社子会社に対して、当社及び当社子会社に関する社内規程等に基づき、各社の重要事項については当社に対する報告を求めています。
- (ロ) 当社子会社のＣＥＯ、董事長等は、必要に応じて当社の取締役会あるいは経営会議又は業務推進会議（ＧＣＭを含む）に出席し、各社の重要事項についての報告を行っております。
- (ハ) 当社子会社の組織的かつ効率的な業務執行と経営管理体制の強化を目的として、当社の経営幹部社員が当社子会社の取締役又は監査役に就任しております。当該経営幹部社員は、当社子会社の毎月の取締役会や適宜開催される各種会議に参加し、当該子会社の業務執行のプロセスの適正性やリスク管理体制などを管理監督し、健全かつ透明性の高い業務執行が行われるよう、必要に応じ適切な指示、指導を行います。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (イ) 当社内部監査室については社長又は非業務執行取締役の所管として、執行部門から独立した組織としています。
- (ロ) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の要請があった場合は速やかな人員配置を行います。
- (ハ) 前号の使用人については、当社の監査役に専属することとし、他の業務を兼務させないことにより、その者に対する監査役の指示の実効性を確保します。

(7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制並びに通報者保護の体制

- (イ) 当社内部監査室は、当社各部門及び当社子会社の業務監査を行い、その結果や状況を定期的に当社の監査役に報告しています。
- (ロ) 当社の取締役及び使用人は、法令・規則、定款、社内諸規程、サステナビリティ基本方針、コーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範等に基づき、違反行為や当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれ

のある事実を発見したときは、直ちに直接又は社内ホットライン規程に基づくコンプライアンス推進事務局を通じて当社の監査役に報告するものとしています。

(ハ) 当社及び当社子会社では、社内ホットライン規程並びにコーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範に基づき、通報者が報告をしたことを理由として不利益を被らないよう、通報者保護を図っています。

(8) 当社子会社の取締役及び使用人から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びに通報者保護の体制

(イ) 当社子会社の取締役及び使用人は、法令・規則、定款、社内諸規程、サステナビリティ基本方針、コーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範等に基づき、違反行為や当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社内部監査室又は当社コンプライアンス推進事務局に報告するものとしており、当社内部監査室又は当社コンプライアンス推進事務局を通じて当社の監査役に報告するものとしています。

(ロ) 当社及び当社子会社では、社内ホットライン規程並びにコーポレートガバナンス基本方針、シグマ光機行動規範に基づき、通報者が報告をしたことを理由として不利益を被らないよう、通報者保護を図っています。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役会は、監査役会規程及び監査役監査基準に従い、監査費用の予算等、監査役がその職務を執行するうえで必要と認めた事項について、独立して決議する権限を有し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後に当社に償還を請求することができます。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 当社の監査役は、当社取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を実施します。

(ロ) 当社の監査役は、当社各部門及び当社子会社の業務監査を定期的に実施します。

(ハ) 当社の監査役は、当社の取締役会及び重要な会議に随時出席して、当社の取締役の業務執行を監視するとともに、必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び使用人から業務執行状況を聴取し、確認する体制を維持しています。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み取引関係も含め一切の関係を持たないこととしております。その不当な要求等に対しては、法令及び社内規程等に基づき、断固たる姿勢で組織的に対応してまいります。反社会的勢力による接触、不当要求や妨害行為が発生した場合は、顧問弁護士及び警察等の関係機関と連携を図りつつ、総務部が統轄部署となり対処するとともに、社内への報告並びに注意を促すこととしております。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム構築に関する基本方針に定める体制に基づき、下記の取り組みを実施しました。

(1) コンプライアンス体制に関する取り組み

当社は、毎月1回開催する経営会議の下部組織としてコンプライアンス委員会を設置し、原則3ヵ月に1回、開催しています。コンプライアンス委員会では、当社及びグループ会社のコンプライアンス状況の監視とコンプライアンス体制の確保に努めております。また、「コンプライアンス規程」を制定し、当社におけるコンプライアンスの推進と徹底を図っております。さらに「社内ホットライン規程」を制定し、法令違反・不正行為の防止・早期発見を目的として、総務部が窓口となり「社内ホットライン」を設置しております。内部通報者及び調査協力者に対しては、不利な取り扱いを受けない旨を定めております。

(2) リスク管理体制に関する取り組み

当社は、毎月1回開催する経営会議の下部組織として危機管理委員会を設置し、原則3ヵ月に1回、開催しております。危機管理委員会では、当社及びグループ会社の経営に重大な影響を及ぼすリスク発生の未然防止やリスク発生時の被害を最小限にとどめることを目的として、当社及びグループ会社のリスク管理体制の確保に努めております。また、「リスクマネジメント規程」を制定し、当社におけるリスク管理の推進と徹底を図っております。

(3) 取締役の業務執行に関する取り組み

当社は、取締役会において、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、当該事業年度については、17回開催しております。また、4名の社外取締役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努めております。

(4) グループ会社管理に関する取り組み

当社は、サクセッションプランも踏まえたグローバル視点及び経営経験を持った人材育成の推進と、グループ会社の経営の監督機能の強化を目的として、当社経営幹部がグループ子会社の役員を務めております。グループ子会社役員を務める当社経営幹部は、毎月1回開催される当社取締役会において、グループ会社の月次決算や業務遂行状況等の報告を行わせることにより、グループ会社の経営方針や経営計画の実施状況、経営の意思決定プロセス並びに業務執行の状況を把握しております。また、業務推進会議メンバーにグループ子会社のCEO、董事長等も参加したグローバル・コーディネーション・ミーティング（GCM）を開催し、当社グループ全体の課題の把握と解決策の審議や意見交換を行い、当社グループ全体の経営と業務執行の円滑な推進に努めております。

(5) 内部監査の実効性確保に関する取り組み

当社は、内部監査室を設置しており、専任の使用人を配置しております。内部監査室は、当社各部門及び当社子会社の業務監査を行い、その結果や状況を定期的に当社の監査役に報告しております。また、監査役及び会計監査人と連携しながら、実効性のある内部監査の実施を目指しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	12,371,023
現金及び預金	3,456,026
受取手形	983
電子記録債権	899,131
売掛金	2,316,973
有価証券	2,316,283
商品及び製品	1,166,259
仕掛品	544,508
原材料及び貯蔵品	1,457,433
その他	218,009
貸倒引当金	△4,585
固定資産	8,835,281
有形固定資産	4,709,418
建物及び構築物	2,515,891
機械装置及び運搬具	771,896
土地	1,254,772
建設仮勘定	51,500
その他	115,357
無形固定資産	75,375
投資その他の資産	4,050,487
投資有価証券	1,597,578
繰延税金資産	323,985
投資不動産	1,747,697
その他	387,023
貸倒引当金	△5,797
資産合計	21,206,304

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,716,885
支払手形及び買掛金	534,220
短期借入金	54,202
未払法人税等	195,450
賞与引当金	28,435
受注損失引当金	10,278
その他	894,298
固定負債	757,290
長期借入金	4,673
退職給付に係る負債	639,105
資産除去債務	27,347
その他	86,163
負債合計	2,474,176
純資産の部	
株主資本	17,029,121
資本金	2,623,347
資本剰余金	3,092,112
利益剰余金	11,947,817
自己株式	△634,156
その他の包括利益累計額	1,584,440
その他有価証券評価差額金	229,613
為替換算調整勘定	1,289,934
退職給付に係る調整累計額	64,892
非支配株主持分	118,566
純資産合計	18,732,128
負債・純資産合計	21,206,304

連結損益計算書（2025年6月1日から2026年5月31日まで）

(単位：千円)

科目	金額	
売上高	11,439,434	
売上原価	7,045,346	
売上総利益	4,394,088	
販売費及び一般管理費	3,214,729	
営業利益	1,179,358	
営業外収益		
受取利息及び配当金	39,951	
不動産賃貸料	134,181	
持分法による投資利益	18,447	
補助金収入	31,301	
その他	32,692	256,574
営業外費用		
支払利息	943	
不動産賃貸費用	104,201	
為替差損	14,512	
その他	11,623	131,281
経常利益	1,304,651	
特別損失		
投資有価証券評価損	53,276	53,276
税金等調整前当期純利益	1,251,375	
法人税、住民税及び事業税	381,373	
法人税等調整額	32,552	413,925
当期純利益	837,450	
非支配株主に帰属する当期純利益	6,267	
親会社株主に帰属する当期純利益	831,182	

計算書類

貸借対照表 (2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	9,309,642
現金及び預金	2,226,868
受取手形	983
電子記録債権	899,131
売掛金	1,952,149
有価証券	1,500,000
商品及び製品	855,343
仕掛品	499,788
原材料及び貯蔵品	1,300,490
前払費用	33,643
その他	42,105
貸倒引当金	△862
固定資産	7,868,276
有形固定資産	3,377,120
建物	1,618,460
構築物	114,947
機械及び装置	343,125
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	71,136
土地	1,197,843
建設仮勘定	31,606
無形固定資産	40,828
ソフトウェア	35,975
その他	4,853
投資その他の資産	4,450,327
投資有価証券	1,043,237
関係会社株式	571,188
関係会社出資金	429,232
関係会社長期貸付金	42,242
破産更生債権等	3,548
長期前払費用	3,633
繰延税金資産	261,039
投資不動産	1,747,697
その他	354,319
貸倒引当金	△5,810
資産合計	17,177,919

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,240,459
買掛金	464,431
1年内返済予定の長期借入金	50,994
未払金	242,680
未払費用	75,087
未払法人税等	169,224
未払消費税等	25,959
前受金	39,021
預り金	160,574
前受収益	227
受注損失引当金	10,278
その他	1,978
固定負債	817,008
退職給付引当金	733,645
その他	83,363
負債合計	2,057,468
純資産の部	
株主資本	14,890,837
資本金	2,623,347
資本剰余金	3,092,112
資本準備金	3,092,112
利益剰余金	9,809,533
利益準備金	197,670
その他利益剰余金	9,611,863
別途積立金	3,700,000
繰越利益剰余金	5,911,863
自己株式	△634,156
評価・換算差額等	229,613
その他有価証券評価差額金	229,613
純資産合計	15,120,450
負債・純資産合計	17,177,919

損益計算書 (2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高	9,245,955	
売上原価	6,264,332	
売上総利益	2,981,622	
販売費及び一般管理費	1,927,488	
営業利益	1,054,134	
営業外収益		
受取利息及び配当金	50,190	
不動産賃貸料	134,181	
補助金収入	29,813	
その他	22,967	237,152
営業外費用		
支払利息	867	
不動産賃貸費用	104,201	
為替差損	9,621	
その他	5,384	120,074
経常利益	1,171,212	
特別損失		
投資有価証券評価損	43,501	43,501
税引前当期純利益	1,127,711	
法人税、住民税及び事業税	339,749	
法人税等調整額	13,979	353,728
当期純利益	773,982	

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月17日

シグマ光機株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 亮一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江口 慎太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シグマ光機株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シグマ光機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月17日

シグマ光機株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 小 松 亮 一
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 江口慎太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シグマ光機株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。又、子会社については、子会社の取締役等から報告を受けるとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。
又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月21日

シグマ光機株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）上野 健 司 ㊞

監査役（社外監査役）南 雲 幸 一 ㊞

監査役（社外監査役）熊 崎 美 杉 ㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

当社 本社・日高工場3階 多目的ホール

埼玉県日高市下高萩新田17番地2 電話 042-985-6221(代)

交通

電車 東武東上線 坂戸駅 南口下車 | 当社送迎車にて15分

(午前9時20分 坂戸駅南口に当社送迎車がお迎えにまいります)

自動車 関越自動車道

首都圏中央連絡自動車道

(当社敷地内の駐車場をご利用願います)

鶴ヶ島インター出口より 車10分

圏央鶴ヶ島インター出口より 車5分

